

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
20180109	株式会社ティーユーロジネット 法人番号(7240001036987) 代表者北浦大作	広島県安芸郡坂町北新地1丁目4-31	西風新都物流センター	広島県広島市安佐南区伴南2丁目5-10-29	事業停止(3日間)及び輸送施設の使用停止(162日車)	貨物自動車運送事業法第17条第3項	過積載運送を行ったとして、広島県公安委員会から通知を受けたことを端緒に、平成29年9月15日に監査実施。1件の違反が認められた。(1)過積載による運送の引受け(貨物自動車運送事業法第17条第3項)	27	27
20180116	仁方運輸株式会社 法人番号(9240001026334) 代表者浜村友嗣	広島県呉市広白石2丁目4-53	本社営業所	広島県呉市広白石2丁目4-53	輸送施設の使用停止(30日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業法第9条第1項、第17条第1項及び第4項	死亡事故を惹起したことを端緒として、平成29年4月18日及び同年6月6日に監査を実施。9件の違反が認められた。(1)事業計画の変更認可違反(車庫)(貨物自動車運送事業法施行規則(以下施行規則)第2条第1項第4号)(2)乗務時間等の基準の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下安全規則)第3条第4項)(3)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項及び第2項)(4)点呼の記録事項義務違反(安全規則第7条第5項)(5)乗務等の記録義務違反(安全規則第8条第1項)(6)乗務等の記録事項義務違反(安全規則第8条第1項)(7)運行記録計による記録義務違反(安全規則第9条)(8)運転者台帳の記載事項義務違反(安全規則第9条の5第1項)(9)運転者に対する指導監督違反(安全規則第10条第1項)	3	3
20180116	倉吉運送株式会社 法人番号(3270001004994) 代表者西尾昌之	鳥取県倉吉市宮川町156	北栄営業所	鳥取県東伯郡北栄町江北779-2, 780-5	文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項	道路交通法違反(速度超過)に係る道路交通法108条の34の規定に基づく通知が1年間で3件に達したことを端緒として、平成30年1月16日に監査を実施。1件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)	0	0
20180117	株式会社備九山口 法人番号(7250001009199) 代表者下岡昭子	山口県周南市西松原四丁目2-19	本社営業所	山口県周南市西松原四丁目33	輸送施設の使用停止(40日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第1項及び第4項	死亡事故を惹起したことを端緒として、平成28年12月26日、平成29年3月9日及び同年3月27日に監査を実施。4件の違反が認められた。(1)健康状態の把握義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下安全規則)第3条第6項)(2)運行記録計による記録の保存義務違反(安全規則第9条)(3)運転者台帳の記載事項義務違反(安全規則第9条の5第1項)(4)運転者に対する指導監督違反(安全規則第10条第1項)	17	4

20180123	有限会社ヒガシマル運輸 法人番号(1340002000624) 代表者湯浅隆史	鹿児島県日置市伊集院町 麦生田410	岡山営業所	岡山県美作市竹田145-80	事業停止(30日間)、 輸送施設の使用停止 (43日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業 法第17条第1項、第4 項及び道路運送車両法 第52条	岡山労働局長より自動車運転者の労働条件 改善のための通報があったことを端緒として、 平成28年3月7日に監査を実施した。4件の 違反が認められた。(1)乗務時間等の基準の 遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則 (以下安全規則)第3条第4項)(2)乗務時間 等の基準なお書きの遵守違反(安全規則第3 条第4項)(3)点呼の実施義務違反(安全規則 第7条第1項、第2項及び第3項)(4)点呼の 記録義務違反(安全規則第7条第5項)	32	32
20180130	株式会社エンデバー 法人番号(2290001003285) 代表者江崎隆徳	福岡県福岡市東区蒲田2 -40-37	下関営業所	山口県下関市長府扇町3 -72	輸送施設の使用停止 (120日車)及び文書 警告	貨物自動車運送事業 法第9条第3項前段、 第17条第1項及び第4 項	飲酒運転で衝突事故を惹起したことを端緒とし て、平成29年1月12日及び同年2月15日に 監査を実施。11件の違反が認められた。(1) 事業計画事前変更届出違反(事業用自動車の 数)(貨物自動車運送事業法施行規則第6条 第1項第1号)(2)乗務時間等の基準の遵守 違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以 下安全規則)第3条第4項)(3)健康状態の把 握義務違反(安全規則第3条第6項)(4)点呼 の実施義務違反(安全規則第7条第1項、第2 項及び第3項)(5)点呼の記録事項義務違反 (安全規則第7条第5項)(6)乗務等の記録事 項義務違反(安全規則第8条第1項)(7)運行 記録計による記録義務違反(安全規則第9条) (8)運転者台帳の記載事項義務違反(安全規 則第9条の5第1項)(9)運転者に対する指導 監督違反(安全規則第10条第1項)(10)特定 の運転者に対する適性診断受診義務違反(安 全規則第10条第2項)(11)運行管理者の講 習受講義務違反(安全規則第23条第1項)	12	12